

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和5年1月25日

刈谷市監査委員 加藤清美

刈谷市監査委員 外山鉦一

財政援助団体及び公の施設の指定管理者監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会

令和5年1月5日（木）～令和5年1月11日（水）

2 監査の対象事項及び範囲

令和4年4月1日～令和4年12月31日までの経理状況、施設の管理状況

3 監査の着眼点

財政的援助及び公の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかという点に留意して監査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令等に適合し、当該財政的援助等の目的に沿って適正に行われているとおおむね認められた。